

令和6年度現任介護職員等研修支援事業の概要

1 目的

介護サービス・障害福祉サービスを行う事業所が、現に雇用する介護職員等（以下「現任介護職員等^{※1}」という。）を研修に派遣する場合に必要な代替職員の雇用を支援することにより、職員の資質向上を図る。

※1 福祉サービスの利用者に対し、直接処遇する職員を指し、事務職員等は含まない。

2 委託先

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所を運営する法人

3 委託期間

契約締結日から代替職員の雇用の終了日まで

4 委託事業内容

(1) 次の場合に、失業者を代替職員として雇用

ア 現任介護職員等の資質向上に資すると認められる研修を受講する場合

イ 外部機関からの依頼に基づき、介護職員等の資質向上のための研修に講師として派遣する場合

(2) 代替職員の雇用期間は、現任介護職員等が研修に参加する総時間^{※2}の4倍までとする。

（ただし、1法人当たり1,500時間を上限とする。）

なお、総時間には、研修に参加するために必要な移動時間も含めることができる。

※2 研修期間に算定される時間は、1日あたり8時間を上限とする（移動時間は含むが、休憩時間は含まない）。

【代替職員の雇用期間の算定例】

職員A（特養勤務） 40時間研修

職員B（特養勤務） 40時間研修

職員C（デイサービス勤務） 80時間研修

合計 160時間研修

この場合、代替職員の雇用期間は、640時間以内で雇用可能

→ 160時間×4 = 640時間

5 雇用条件・募集方法

(1) 雇用期間 対象となる研修の期間をすべて含んだ期間で法人が定める。なお、原則として、雇用の開始日は研修が実施される月の初日以降、雇用の終了日は研修が実施される月の末日までの日とする。（ただし、最長で令和7年3月31日まで。）

・雇用人数、勤務日、勤務時間については、法人が定める。

・なお、代替職員の勤務日は、現任介護職員等の研修日である必要はない。

(2) 福利厚生 労災保険、雇用保険、社会保険については、法令に基づき適切に加入すること。

(3) 募集方法等

ア 代替職員の募集に当たっては、必ずハローワーク又は健康・福祉人材センターに求人票を提出するものとする。ただし、採用は、ハローワーク又は健康・福祉人材センター経由で応募した人に限定しなくともよい。

イ 代替職員を雇用する際は、証拠となる書面等により本人が失業者である旨を確認するものとする。

6 委託料

代替職員1人あたりの雇用に要する経費として、賃金（時給1,000円が上限^{※1}）、通勤手当（月額10,000円が上限）、法定福利費（事業主負担分^{※2}）、上記に係る消費税及び地方消費税相当額（通勤手当分は含まない）の合計額（精算の結果、実績額が委託料の金額を下回る場合は、実績額を委託料とする。）ただし、1法人当たり150万円を上限とする。

※1 時給の対象は実労働時間（休憩時間を含む）とする。

※2 賃金・通勤手当が上限を超える場合、上限額を超える額に相当する事業主負担分は委託料に含まない。

問い合わせ先：厚生企画課地域共生福祉係
TEL 076-444-3197